平成２５年（フ）第５２８６号
徳島県徳島市住吉２丁目７番12号　プレステージ102
破産者　有限会社ファースト商事
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３５１号
大阪府東大阪市今米１丁目２番48号
破産者　株式会社サードアローコーポレーション
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４号
島根県浜田市折居町1003番地35
破産者　田中　健雄
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１２２号
埼玉県熊谷市葛和田1122―３、商業登記簿上の本店所在地埼玉県鴻巣市吹上本町２丁目22番11号
破産者　ハウスＰＲＯＤＵＣＥ株式会社
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３４５号
埼玉県熊谷市新堀909番地２
破産者　株式会社敬和
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６０４２号
東京都港区赤坂９丁目６番30号　ルイマーブル乃木坂502号
破産者　株式会社ソマチット（旧商号ウエッブセクションドットネット）
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８８０号
東京都新宿区高田馬場４丁目４番13号
破産者　リバイバルマネジメント債権回収株式会社
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８８１号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目５番４―804号
破産者　楠井　重喜
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４１号
東京都日野市大字新井695番地ハイツサンエーム209
破産者　丹　美喜男
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４６２号
横浜市保土ケ谷区明神台３番１―607号、商業登記簿上の本店所在地横浜市旭区中希望が丘64番地の73
破産者　株式会社エル・ピー・ジー
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９９０号
神奈川県大和市代官２丁目２番地の４
破産者　有限会社渋谷製作所
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０６７号
神奈川県藤沢市湘南台７丁目23番10号
破産者　有限会社クリスメイト・チノ
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８号
長野県北佐久郡立科町大字芦田3509番地の１
破産者　株式会社羽田電機商会
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４１２号
岐阜市粟野西５丁目108番地　サクラシア粟野西203号室
破産者　田中　弘司
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１２号
鳥取県八頭郡八頭町下坂492番地２
破産者　有限会社郡家自動車
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５号
愛媛県今治市関前岡村甲891番地８
破産者　関前土木興業株式会社
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第２４２号
高知県土佐市高岡町甲1689番地
破産者　安藤　芳子
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４５号
奈良県御所市栗阪358―11、住民票上の住所奈良県五條市田園４丁目46番地の５
破産者　吉田　淳志
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第１８号
奈良県五條市住川町91番地の75
破産者　辻本　夏美
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第１１８３号
札幌市東区北丘珠４条１丁目16番３号
破産者　深田　大誠
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部